

あきる野市消防団が新体制に ～4月1日付けで新役員が就任～

4月1日から市消防団の役員が新体制になりました。消防団長には、佐藤澄雄氏が就任しました。また、副団長に鈴木盛哉氏、山下哲央氏、木村史昭氏、杉田保生氏が就任しました。



佐藤澄雄氏 鈴木盛哉氏 山下哲央氏 木村史昭氏 杉田保生氏

各分団の分団長は、次のとおりです。(敬称略)

第1分団長(東秋留地区) …原嶋俊介	第5分団長(五日市地区) …私市孝能
第2分団長(多西地区) …家高征広	第6分団長(戸倉地区) …小峰智泰
第3分団長(西秋留地区) …武内誠之	第7分団長(小宮地区) …市川真司
第4分団長(増戸地区) …岸信介	

○問合せ 地域防災課防災安全係

難病患者の方などを対象とした新たなサービスが始まります

市では、4月1日から難病患者の方に対して、難病に係る相談、就労・生活支援を行う窓口を設置します。医療機関をお探しの方や就労を希望している方など、気軽にご相談ください。

- ▽難病相談窓口(対象:難病患者の方) 医療機関への受診、障害福祉サービスの利用などに係る相談・支援を行います。
- 場所:障がい者支援課
- ▽就労・生活支援窓口(対象:難病患者の方) 就労や生活面での相談・支援を行います。
- 場所:就労・生活支援センター1 あすく(秋川健康会館1)

▽新たなサービスの提供 入浴機会や緊急時の連絡手段の確保を目的とした新たな事業を実施します。

- 訪問入浴サービス事業(対象:難病患者の方、身体障害者手帳1、2級の方) :自宅に訪問入浴事業者が訪問し、入浴サービスを提供します(要件あり)。
- 施設入浴サービス事業(対象:難病患者の方、身体障害者手帳1、2級の方、愛の手帳1、2度の方) :市が契約する外部施設で入浴サービスを提供します(要件あり)。
- 緊急通報システム事業(対象:難病患者の方、身体障害者手帳1、2級の方) :一人暮らしで日常生活を営む上で常に注意を要する状態にある方に対して、居室内で、緊急事態が生じた際の連絡手段の確保を図ります(要件あり)。

▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

生活・就労相談窓口 4月1日開設

離職による経済的な問題や病気を抱えて生活に困窮している方の相談、支援を行う窓口を開設します。就労支援員・相談支援員が一人一人の状況に応じて支援を行います。

第6期介護保険事業計画期間(平成27年度から平成29年度まで)の保険料と主な制度改正点

▽介護保険料の改定(表参照) 65歳以上の方の第1号被保険者の介護保険料は、高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス利用見込み量などの推計により算定されます。第6期の介護保険料算定に当たっては、保険給付などに必要な財源を確保しながら、低所得者の負担の軽減を図り、所得段階を14段階として、負担能力に応じたきめ細かな段階数と保険料率を設定しました。

▽介護保険制度の主な改正点 平成27年4月1日施行分 特別養護老人ホームの入所対象者の見直し:原則として、特別養護老人ホームの新規入所者は要介護3以上に限定され、要介護1、2の方については、やむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが著しく困難な場合のみ認められます。

▽介護保険料の見直し 一定以上所得者の利用者負担割合の見直し:合計所得金額が160万円(年金収入28万円)以上の方は、自己負担が2割になります。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

①多床室における居住費負担の見直し:多床室の利用者負担の軽減を図ります。②特別養護老人ホームの新規入所者の見直し:原則として、特別養護老人ホームの新規入所者は要介護3以上に限定され、要介護1、2の方については、やむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが著しく困難な場合のみ認められます。

表 第6期の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料		
		割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.42	2,100円	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.56	2,800円	33,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.68	3,400円	40,800円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.82	4,100円	49,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	5,000円	60,000円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.12	5,600円	67,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	1.16	5,800円	69,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.34	6,700円	80,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	1.38	6,900円	82,800円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	1.70	8,500円	102,000円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.74	8,700円	104,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.92	9,600円	115,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.04	10,200円	122,400円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.18	10,900円	130,800円

②高額介護サービス費の見直し:医療保険における現役並み所得(課税所得145万円以上)に相当する人がいる世帯について、高額介護サービス費の限度額が4万4,400円になります。

③特定入所者介護サービス費(補足給付)の支給要件の変更:低所得の施設利用者の食費、居住費を補てんする「補足給付」の支給要件に資産不足が追加されます。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く) 相談窓口 市役所1階12番生活・就労相談窓口(生活福祉課内) 問合せ 生活福祉課庶務計画係(直通558・1927)

認知症高齢者等 位置情報探索サービス事業を開始します

GPS機能の付いた機器を貸与し、行方が分からなくなってしまうときに、位置情報を提供するためのサービスです。

教育費の一部を援助します(就学援助)

宝くじの助成金で瀬戸岡会館の建て替えを行いました

瀬戸岡町内会では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業による宝くじの助成金を受け、老朽化していた町内会館の建て替えを行い、地域のコミュニティ活動の充実を図りました。

▽問合せ 地域防災課地域振興係(直通558・1394)

